

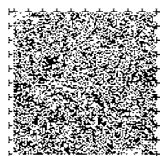


サービス	内 容	連絡先																
自立支援 住宅改修給付	手すりの取り付け、段差解消等の工事費用を助成します（介護保険の給付を優先します）。 ※所得に応じた費用負担があります。 ○対象 65歳以上で住宅の改修が必要と認められる人 ※工事着工後の申請はできません。その他の対象要件があります。詳しくはお問い合わせください。	各高齢者相談センター P.148参照 高齢者支援課在宅支援係 ☎3578-2400～6																
高齢者昇降機設置費 助成	階段昇降機またはホームエレベーターの購入および設置に要する工事費用を助成します。 ○対象 65歳以上の要支援1以上で住宅内で日常的に昇降する必要性のある人 ○助成限度額 133万2000円（所得に応じた費用負担があります） ※工事着工後の申請はできません。その他の対象要件があります。詳しくはお問い合わせください。	高齢者支援課在宅支援係 ☎3578-2400～6																
共同住宅 バリアフリー化 支援	高齢者が多く居住する共同住宅の共用部分のバリアフリー化改修工事に要する費用の一部を助成します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>助成対象工事</th><th>助成対象 限度額</th><th>助成金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出入口・廊下等の段差解消</td><td>70万円</td><td rowspan="6">助成対象工事に係る 経費と助成対象限 度額を比較して、い ずれか少ない額の2 分の1</td></tr> <tr> <td>出入口・階段・廊下等の手すりの設置</td><td>70万円</td></tr> <tr> <td>床のノンスリップ化</td><td>70万円</td></tr> <tr> <td>段差解消機の新設</td><td>800万円</td></tr> <tr> <td>エレベーターの新設</td><td>2000万円</td></tr> <tr> <td>既存エレベーターのバリアフリー化改修</td><td>300万円</td></tr> </tbody> </table> ○対象 65歳以上の高齢者を含む世帯が、居住世帯全体の25%を超える共同住宅 ※工事着工後の申請はできません。 ※その他の対象要件や募集期間がありますので、お問い合わせください。	助成対象工事	助成対象 限度額	助成金額	出入口・廊下等の段差解消	70万円	助成対象工事に係る 経費と助成対象限 度額を比較して、い ずれか少ない額の2 分の1	出入口・階段・廊下等の手すりの設置	70万円	床のノンスリップ化	70万円	段差解消機の新設	800万円	エレベーターの新設	2000万円	既存エレベーターのバリアフリー化改修	300万円	高齢者支援課在宅支援係 ☎3578-2400～6
助成対象工事	助成対象 限度額	助成金額																
出入口・廊下等の段差解消	70万円	助成対象工事に係る 経費と助成対象限 度額を比較して、い ずれか少ない額の2 分の1																
出入口・階段・廊下等の手すりの設置	70万円																	
床のノンスリップ化	70万円																	
段差解消機の新設	800万円																	
エレベーターの新設	2000万円																	
既存エレベーターのバリアフリー化改修	300万円																	
不動産担保型 生活資金	現に居住している自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する所得の少ない高齢者世帯に対し、その不動産を担保として必要な生活資金を貸し付けます。 ○対象 所得の少ない高齢者世帯で生活資金にお困りの人 ※対象となる不動産には要件があります。	（社福）港区社会福祉協議会 生活支援係 ☎6230-0282																

相 談

福祉・高齢者・障害者等

相談名	相談内容	相談日時等	相談場所	申し込み・問い合わせ	相談員
福祉相談	高齢者の生活や介護保険等に関する相談、障害者の生活やサービス等に関する相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	各総合支所区民課保健福祉係 芝地区 麻布地区 赤坂地区 高輪地区 芝浦港南地区	☎3578-3161 ☎5114-8822 ☎5413-7276 ☎5421-7085 ☎6400-0022	
認知症等の相談	①認知症がある高齢者の相談 ②精神科医師によるこころの健康相談（予約制）	①随時 ②月4回 詳細はお問い合わせください	各総合支所区民課保健福祉係 芝地区 麻布地区 赤坂地区 高輪地区 芝浦港南地区 各高齢者相談センター 健康推進課地域保健係	☎3578-3161 ☎5114-8822 ☎5413-7276 ☎5421-7085 ☎6400-0022 P.148参照 ☎6400-0084	
高齢者の総合相談	地域の高齢者や介護をしている家族の総合的な相談・支援	午前9時～午後7時30分 日曜、祝日、年末年始は午後5時まで 在宅介護や介護予防に関する電話での相談は、上記時間外も可能です。	芝地区高齢者相談センター 麻布地区高齢者相談センター 赤坂地区高齢者相談センター 高輪地区高齢者相談センター 芝浦港南地区高齢者相談センター	☎5232-0840 ☎3453-8032 ☎5410-3415 ☎3449-9669 ☎3450-5905	



相談名	相談内容	相談日時等	相談場所	申し込み・問い合わせ	相談員
高齢者虐待の相談	高齢者虐待の相談・家族支援	月～金曜 午前8時30分～午後5時	各総合支所区民課保健福祉係 芝地区 ☎3578-3161 麻布地区 ☎5114-8822 赤坂地区 ☎5413-7276 高輪地区 ☎5421-7085 芝浦港南地区 ☎6400-0022		
		午前9時～午後7時30分 日曜、祝日、年末年始は午後5時まで	芝地区高齢者相談センター ☎5232-0840 麻布地区高齢者相談センター ☎3453-8032 赤坂地区高齢者相談センター ☎5410-3415 高輪地区高齢者相談センター ☎3449-9669 芝浦港南地区高齢者相談センター ☎3450-5905		
高齢者の仕事の相談	就業を通して「生きがい」や「社会参加」を希望する人の相談等	毎月第2月曜 午後1時～4時	区役所 区民相談室	(公社) 港区シルバー人材センター ☎5232-9681	港区シルバー人材センター 相談員
在宅医療・療養に関する相談	在宅医療・療養に関する相談	月～金曜(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時	港区在宅療養相談センター ☎6435-0758 FAX5476-0208		
ひきこもりに関する相談	ひきこもりにお悩みの当事者およびその家族からの相談支援等	月～金曜 午前8時30分～午後5時 (祝日・年末年始を除く)	ひきこもり支援専用相談窓口((社福)港区社会福祉協議会) ☎6230-9098 Eメール soudan@minato-cosw.net		
					社会福祉士、公認心理師、保健師等の専門職資格保有相談員

(社福)港区社会福祉協議会が行う福祉サービス (社福)港区社会福祉協議会……☎6230-0280

(社福)港区社会福祉協議会では、各運営・活動に関する相談や情報提供・費用の助成等を行っています。詳しくは、お問い合わせください。

▶ 小地域福祉活動推進事業 (みんなと地域の福祉活動)

社会的孤立等の地域の課題に対して、地域住民の参加と関係機関等との連携により解決しようとする具体的取り組みや、それに向けた過程に対して、(社福)港区社会福祉協議会が情報提供・相談支援・活動費助成等を行います。

活動の始め方には、サロン活動・声かけ見まもり活動・みんなの会議があります。

▶ 車いすの貸出

区内在住の高齢者等が、けが等で一時的に車いすが必要になった場合に、短期貸出(7日以内 無料)、一般貸出(3カ月以内 維持管理協力費1000円)、延長貸出(3カ月以内 同500円)を(社福)港区社会福祉協議会の他、地域の車いすステーションで行っています。

短期貸出の期間を超えた場合は、一般貸出へと自動的に変更され、維持管理協力費を負担していただきます。生活保護受給世帯等への免除制度についてはお問い合わせください。

※要介護認定で要介護2以上と認定されている人または認定される見込みのある人は、介護保険の福祉用具貸与をご利用ください。なお、介護保険を申請し、福祉用具貸与の車いすが届くまでの間等は、利用することができます。

▶ コミュニティソーシャルワーカー

介護、育児、障害、ひきこもり等、複数の課題を抱えてどこに相談したらいいのかわからずに困っている場合や、

地域に心配な人がいる場合等に、(社福)港区社会福祉協議会の職員がコミュニティソーシャルワーカーとして、一緒に解決方法を考えます。

▶ 総合的な福祉サービス利用援助事業

区内で在宅生活をされていて、高齢・知的障害・精神障害・身体障害等のために、福祉サービスの利用援助が必要な人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、大切な書類等のお預かりを行い、地域で安心した生活が送れるようお手伝いします(自分の意思で契約できる人が対象です)。

▶ 成年後見制度利用促進事業

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等で、福祉サービス等の契約や意思決定が困難な人の権利や財産を保護する制度です。成年後見制度に関する相談や申立て手続き等の説明、後見人等のサポート、法人後見事業、講演会や講座等を行っています。

▶ 在宅重度障害者(児)への見舞品贈呈

対象者は港区に在住し、心身障害者福祉手当または児童育成手当(障害手当)の受給者で、身体障害者手帳1・2級もしくは愛の手帳1・2度を所有している人、および脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の人です。

希望者(対象者)に見舞品として区内共通商品券3000円分を贈呈します。

※見舞品を希望する人は「広報みなと」や(社福)港区社会福祉協議会ホームページをご確認の上、お申し込みください。

